



平成23年3月2日

各 位

会 社 名 コーエーテクモホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 襟 川 陽 一
(コード番号 3635 東証第一部)
問合せ先 専務執行役員CFO 浅 野 健 二 郎
(TEL 045-562-8111)

子会社における株式買取請求に関する東京高等裁判所の価格決定のお知らせ

平成21年5月25日付の当社プレスリリース「当社の設立に係る共同株式移転に対する反対株主からの株式買取請求に関する価格決定の申立てについてのお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社の完全子会社である株式会社コーエー（以下「コーエー」といいます。）及びテクモ株式会社（以下「テクモ」といいます。）が、同年4月1日を効力発生日として行った共同株式移転について、テクモはこれに反対するロイヤル バンク オブ カナダ トラスト カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「本株主」といいます。なお、上記プレスリリースでお知らせしたとおり、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディーが、本株主が保有していたテクモ株式について投資権限を有する者と考えられます。）より、会社法806条1項に基づく同社株式3,890,700株の買取請求を受け、同年5月25日付の本株主による株式買取価格決定の申立てにより、東京地方裁判所に株式買取価格決定申立事件が係属しておりました。本件につきましては、平成22年3月31日付当社プレスリリース「子会社における株式買取請求に関する東京地方裁判所の価格決定及び当該価格決定に関する即時抗告の実施についてのお知らせ」にてお知らせしましたとおり、同日、同地裁において、買取価格を1株当たり747円とする旨の決定がなされましたが、テクモ及び本株主が当該決定に対して東京高等裁判所に即時抗告の申立てをし、同高裁に係属しておりました（なお、コーエー及びテクモは、同年4月1日付でコーエーを存続会社、テクモを消滅会社として吸収合併を行い、社名を株式会社コーエーテクモゲームス（以下「KTゲームス」といいます。）に変更しており、本件におけるテクモの地位もKTゲームスに承継されております。）。

昨日、同高裁において、KTゲームス及び本株主による即時抗告をいずれも棄却する旨の決定がなされましたので、お知らせいたします。本件決定についてのKTゲームスの対応方針については、決定内容を検討の上、追ってお知らせいたします。

なお、平成21年5月27日付当社プレスリリース「当社の設立に係る共同株式移転に対する反対株主からの株式買取請求に関する株式買取代金の仮払いについてのお知らせ」においてお知らせしましたとおり、テクモは、本株主に対して同月29日に2,412,234,000円の仮払いを実施し、当該仮払金相当部分に対する会社法第807条第4項所定の年6分の利息については、当該仮払い実施日以降発生しないこととなっております。

以 上